

東京都立西高等学校様 P T A総合保険 (令和8年7月)

(保険期間：令和8年7月1日午後4時から令和9年7月1日午後4時まで)

■ P T A賠償責任保険

補償種類	保険金額
児童・生徒賠償危険 (免責1事故1,000円)	対人 1事故につき 1億円 対物 1事故につき 1億円
受託物危険 (免責1事故5,000円)	財物 加害会員1名につき 10万円 保険期間中限度額 500万円
PTA活動危険 (免責1事故1,000円)	身体 1名につき 5,000万円 1事故につき 5,000万円 財物 1事故につき 5,000万円

保険金をお支払いする場合 (一部抜粋)

(1) P T A管理者に対する賠償責任

P T A活動遂行中に発生した事故につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われます。

(2) 児童、生徒などに対する賠償責任 (P T A活動中以外も対象です)

P T Aの児童、生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われます。

(児童・生徒賠償危険) こちらの商品には示談交渉サービスがありません

※自転車の事故等での保険会社からお相手への連絡や示談交渉が出来ません。

<事故例> P T Aの児童が誤って他人の自動車にキズをつけてしまい、監督上の責任を問われた。

■ P T A団体傷害保険

補償種類	保険金額
死亡・後遺障害	155.2万円
入院保険金日額	1,540円
手術給付金	入院時15,400円 外来時7,700円
通院保険金日額	1,071円

※PTA団体傷害保険の保険料算出の基となる会員世帯数には教職員世帯を含みませんが、教職員世帯も被保険者 (補償の対象) には含まれます。

保険金をお支払いする場合 (一部抜粋)

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払いします。

(1) 被保険者が P T A会員の所属する P T Aの管理下において P T A行事に参加している間。

(2) 被保険者が P T A行事に参加するため P T Aが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。